

階層別保育料算定表 保育園 ・ 認定こども園 (0～2歳クラス)

- ・ 保育料算定に用いる市町村民税額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ・ 保育料の基準となる きょうだいの人数は、次のとおり数えます。

— ふたり親世帯
 --- ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯

・ ラインより上(税額が低い)の世帯は、年齢に関わらずきょうだいを数えます。
 ・ ラインより下(税額が高い)の世帯は、対象施設に在園している未就学のきょうだいのみを数えます。

階 層 区 分		階層区分の詳細			月額保育料						
那覇市	国基準				標準時間保育			短時間保育			
					第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
A	第1階層	生活保護世帯等			0	0	0	0	0	0	
B1	第2階層	市町村民税が非課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯		0	0	0	0	0	0	
B2			B1以外の世帯		0	0	0	0	0	0	
C1A	第3階層	市町村民税の均等割のみ課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯		6,200	0	0	6,200	0	0	
C1B			C1A以外の世帯		13,200	6,600	0	12,900	6,450	0	
C2A		所得割額が48,600円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯		7,400	0	0	7,400	0	0	
C2B			C2A以外の世帯		15,600	7,800	0	15,300	7,650	0	
D1A	第4階層	所得割額が48,600円以上56,300円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯		9,000	0	0	9,000	0	0	
D1B			D1A以外の世帯		19,100	9,550	0	18,700	9,350	0	
D2A		所得割額が56,300円以上65,500円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯		9,000	0	0	9,000	0	0	
D2B			D2A以外の世帯	57,700円未満	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0	
				57,700円以上	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0	
D3A		所得割額が65,500円以上77,101円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯		9,000	0	0	9,000	0	0	
D3B			D3A以外の世帯		26,400	13,200	0	25,900	12,950	0	
D3C		所得割額が77,101円以上84,900円未満				26,400	13,200	0	25,900	12,950	0
D4		所得割額が84,900円以上97,000円未満				29,400	14,700	0	28,900	14,450	0
D5	第5階層	所得割額が97,000円以上119,800円未満				34,300	17,150	0	33,700	16,850	0
D6		所得割額が119,800円以上169,000円未満				38,200	19,100	0	37,500	18,750	0
D7	第6階層	所得割額が169,000円以上301,000円未満				39,600	19,800	0	38,900	19,450	0
D8	第7階層	所得割額が301,000円以上397,000円未満				40,800	20,400	0	40,100	20,050	0
D9	第8階層	所得割額が397,000円以上				53,000	26,500	0	52,000	26,000	0